

## 大口町予防接種一部負担金徴収要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が行う予防接種について、予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の規定に基づき予防接種に要する一部負担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において一部負担金とは、予防接種を受ける者（以下「被接種者」という。）が負担する当該予防接種に係る薬品費等相当額をいう。

### (対象となる予防接種の種類及び一部負担金の額)

第3条 町長は、一部負担金を徴収する予防接種の種類及び一部負担金の額について、その予防接種を実施する日の3日前までに告示しなければならない。

### (納付の時期)

第4条 被接種者は、接種を受ける予防接種に係る一部負担金を、その接種を受ける医療機関等で納付しなければならない。

### (一部負担金の免除)

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、接種者が次の各号のいずれかに該当するときは、その一部負担金の徴収を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯又は地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による町民税非課税世帯に属する者
- (2) 前号のほか町長が免除の必要があると特に認めた者

### (一部負担金の免除申請)

第6条 前条の規定による一部負担金の免除を受けようとする者は、大口町予防接種一部負担金免除申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

### (一部負担金の免除の可否)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査し、大口町予防接種一部負担金免除決定通知書（様式第2。以下「決定通知書」という。）により、

申請者に通知しなければならない。

- 2 医療機関等は、被接種者から前項に規定する決定通知書を受理したときは、一部負担金を徴収しないものとする。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、予防接種の一部負担金の徴収について必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成13年11月26日 大口町告示第83号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成18年10月31日 大口町告示第104号)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月7日 大口町告示第77号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年11月1日から適用する。

附 則 (平成25年11月29日 大口町告示第112号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

附 則 (平成26年9月26日 大口町告示第78号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第53号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 6 条関係)

大口町予防接種一部負担金免除申請書

年 月 日

大口町長 様

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

被接種者との続柄 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

大口町予防接種一部負担金徴収要綱第 6 条の規定に基づき、予防接種の一部負担金の免除を申請します。

記

	氏 名	生年月日	住 所
被 接 種 者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 大口町
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 大口町
予防接種の種類			
申 請 額			
申請理由 1 大口町予防接種一部負担金徴収要綱第 5 条第 1 号に該当するため 2 その他 ( )			
備 考			

様式第2 (第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町予防接種一部負担金免除決定通知書

先に申請のありました、予防接種一部負担金の免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

承認された方は、受診の際この通知書を受診する医療機関等に提出してください。

記

1 承認する	予防接種の種類	
	免除する額	
	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	備考	
2 承認しない	(理由)	